

概算工事費 算定		橋梁形式比較案のそれぞれに対し、概算数量を算出し、概算工事費を算定する。
照 査		照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
点検 取りまとめ		各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。 【特記】 橋梁形式比較一覧表の作成を含む。 橋梁形式比較一覧表は、一般図（側面図、上部工、下部工及び基礎断面図）を記入するほか、「基本事項の検討」にて実施した技術的特性、課題を記述し、各比較形式案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示する。

3-2 橋梁設計（上部工）（SS5418）

3-2-1 一般事項

1 標準作業内容

橋梁上部構造を道路橋示方書により設計するもので、支承、伸縮装置、排水装置、高欄及び応力計算を必要としない付帯施設の設計を含む場合に適用する。また、架設計画（トラック（クローラ）クレーンによる直接架設で、かつ、支保工の必要のない簡易な架設）は含まれるが、架設設備設計、景観検討、仮設設計、橋梁付属物等（照明、遮音壁等）の設計並びに動的解析は含まれない。

2 全体補正

(1) 橋長補正

補正係数は、それぞれの橋長補正式に橋長の範囲内の数値を代入した値を適用し、少数第2位を四捨五入して少数第1位とする。なお、橋長の範囲を超える場合は、別途考慮する。

(2) 予備設計がない場合

標準歩掛（予備設計あり）×（1+0.05）

(3) 径間が変化する場合（連続桁の3径間に対し）

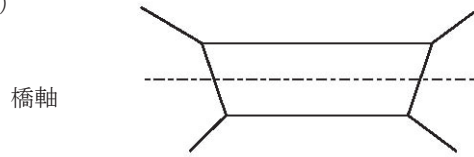
径 間 数	標準歩掛に対する補正	径間ごとの標準橋長
2 径 間	標準歩掛×（1-0.10）	3径間適用橋長×60%
4 径 間	標準歩掛×（1+0.05）	3径間適用橋長×130%
5 径 間	標準歩掛×（1+0.20）	3径間適用橋長×150%
6 径 間	標準歩掛×（1+0.25）	3径間適用橋長×190%

備考 橋長補正式については、標準歩掛（3径間）の補正式を適用する。

(4) 形状が変化する場合

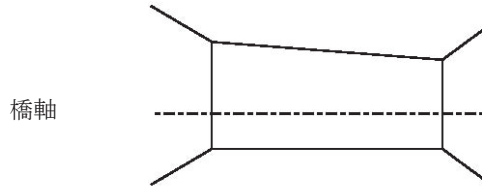
ア 斜橋（橋軸方向バチを含む）斜角 $90^\circ \sim 70^\circ$ 割増なし、斜角 70° 未満の場合は、標準橋長に 10% を加算する。

$$\text{※標準歩掛} \times (1+0.10)$$



イ バチ形（幅員方向）の場合は、標準歩掛に 30% を加算する。

$$\text{※標準歩掛} \times (1+0.30)$$



ウ 曲線形の場合は、標準歩掛に 80% を加算する。

$$\text{※標準歩掛} \times (1+0.80)$$

注) 1 曲線形の補正は桁の形状が曲線の場合に適用するものとし、床版のみが曲線の場合は適用しない。

2 斜橋・バチ形・曲線形が重複する場合は、各上記補正率のうち、上位の補正率を単独使用する。

(例) 斜橋で曲線形の場合→「標準歩掛 $\times 80\%$ 」のみ加算する。

(5) 類似構造物

設計計算、設計図、数量計算を別にする必要がある類似構造物についての歩掛は、

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} (\text{基本構造物}) \times (\text{橋長補正係数} + \text{各種補正係数}) \times 0.65$$

注) 1 上部工の幅員、橋長は変化するが、同一橋種であり、形状（斜角かつバチ形かつ曲線形）の補正項目が同一の場合は類似構造物として取り扱う。

2 上部工の幅員、橋長が同一で、橋種も全て同一の場合は連続していても1橋分のみ計上する。

(6) 標準設計を利用する場合

標準設計を利用、またJIS桁を使用する場合は、標準歩掛 $\times 60\%$ を計上する。

注) 標準設計を利用する場合には、橋長補正、形状・構造変化による補正は行わない。

3 電算機使用料

電算機使用料は、直接経費として標準歩掛（基本構造物を対象）の 2% を計上する。

4 補正例

(1) 基本構造物

$$\text{標準歩掛} \times (y / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.80)$$

[橋長補正式の値%] [基本なし] [4径間] [曲線形]

(2) 類似構造物

$$\text{標準歩掛} \times (y' / 100 + 0.05 + 0.05 + 0.80) \times 0.65$$

[橋長補正式の値%] [基本なし] [4径間] [曲線形] [類似構造物]

注) y 、 y' とは、構造物それぞれの橋長に係る橋長補正率（%）を示す。

(2) 現地点検

55-30-200 現地点検 (SS5520)

(1日当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
予防点検型				1.0	1.4	1.0
一般管理型				0.8	1.2	0.8

- (注) 1. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の林道橋に適用する。
 2. 足下条件は表1によるものとする。なお、1橋梁で複数の足下条件となる場合は支配的な足下条件を適用する。
 3. 点検する林道橋が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。
 4. 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上する。
 5. 仮設備（作業用足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上する。
 6. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。
 7. 橋梁点検の内業（結果取りまとめ）は定期点検調査帳票の作成で計上する。
 8. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位（小数第2位を四捨五入）とする。

1橋当たりの点検日数D（日/橋）は、以下の算定式により算出する。

なお、1日＝8時間（h）とする。

$$D = \frac{A_1}{(8 \times Y_b) \times K_1} + D_m$$

A₁：定期点検面積

A₁＝橋長×全幅員（地覆外縁間距離）

Y_b：1時間当たりの基準作業量(m²/h)

Y_b＝a × A₁^b（ただし、Y_bはそれぞれ最大作業量までとする。）

なお、a＝5.62、b＝0.42、最大作業量170m²/hとする。

K₁：足元条件件数

表1 足元条件と係数

足元条件	係数(K ₁)	足元条件	係数(K ₁)	足元条件	係数(K ₁)
地上	1.0	リフト車	0.9	足場	1.0
梯子	0.9	点検車	1.2	船上	1.2

D_m：橋梁間の移動時間

D_m＝0.1（日/橋）

55-30-210 現地点検（2巡目以降）

(10橋当たり)

橋長（m）	主任技師	技師A	橋梁点検員	点検補助員	
			技師B	技師C	技術員
4以上5以下	—	—	2.7	2.7	2.7
5を超え10以下	—	—	3.4	3.2	3.4
10を超え15以下	—	—	3.8	3.7	3.8
15を超え20以下	—	—	4.3	4.4	4.4
20を超え30以下	—	—	5.2	5.3	5.4
30を超え50以下	—	—	7.3	7.4	7.5
50を超える	—	—	8.1	8.5	8.2

- (注) 1. 2巡目以降の点検業務に適用する。
 2. 上記は、仮設備を含まない上下部構造の林道橋に適用する。
 3. 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上する。
 4. 仮設備（作業用足場等近接手段）の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上する。